

## Ⅲ 計 画

### Ⅲ—1 地 域 区 分

計画地区は、地形、土壌、植生の各条件により、大きく四つの区域に類型的に区分される。第8図にそれが示される。海浜性のAゾーンは植生の質の違いからA<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>に分けられる。Bゾーンも東斜面と西斜面で高度幅を異にするのでB<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>と二区分される。Cゾーンについても高度幅および土壌の局部的差異により、一応C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>と分けられるが、これらは利用形態の上で若干の相異を示す以外、本質的には四つのゾーンの局地的差といえる。

これらの各ゾーンの性格を示したものが第5表である。

第5表から各ゾーンの利用形態を考察すると、建築物はA<sub>1</sub>、Dのゾーンに適しており、道路はゾーンにおいてのみ車道が可能である。レクリエーションの形態としてはA<sub>1</sub>とDにおいて、マスレクリエーションの対象となるが、他のゾーンでは、いずれもスペシャル・レクリエーション利用として、大量の利用者の導入は避けなければならない。植生の保護については保護計画の項で触れる。

### Ⅲ—2 計 画 パ タ ー ン

以上のゾーニングの性格と、Ⅱ—2における赤崎公園に要求される性格とを合せて考えるとき、利用機能の系統的分離が必要になってくる。

そこで、当計画地区での利用系統を、広域レクリエーションの系統と都市的緑地の系統に二区分し、水浜を中心としたA<sub>1</sub>ゾーンを広域利用に当て、その他の地区を名瀬市の都市的利用および保護ゾーンとした。後者をさらに利用の質からみると、西側のA<sub>2</sub>、B<sub>2</sub>、C<sub>2</sub>の各ゾーンは主として青少年を対象とした教化的色彩をもつ地区であるのに対し、中央のNHK送電所から赤崎突端までは一般市民、家族、児童の利用に供される地区となる。そしてマス・レクリエーションの動きは中央のルートと東側の広域利用のルートである。このマスのルートには随所に、広場、建築物が配置され、これを一つの結節点として、ここからスペシャル・ルートが派生する形態をとる。

以上の三つの系統の関係は苑路(歩道)で結ばれ、自動車は各系統の入口で止められる。西側の青少年の利用を中心としたゾーンは名瀬の動植物、地質土壌等、主として自然の野外観察の場を与えることによって、郷土の自然についての理解と誇を持つことができるように、野外教育センターおよび植生保護地を設け、さらにキャンプをも含めた林間学校的機能をも

第5表 地域区分とその性格表

ゾーン	等高線	傾斜度	土 壤	植 生	利 用 形 態			
					建築物	レクリエーション利用	植 生 保 護	
A	A <sub>1</sub>	0~10m	<15°	砂礫未熟土	海浜砂丘植生	建築可, 路道アプローチ悪し	海水浴, 釣	
	A <sub>2</sub>	0~10	<15°	"	"	建築不可	海水浴	自然植生を放置
B	B <sub>1</sub>	10~100	30°~50°	弱乾性褐色森林土	海岸断崖植生トベラーシニッケイ林, 風衝スダジイ林, ススキーソテウツ林, リュウキュウマツ林	建築不可, 道路不可		代償植生を自然植生へ人為的に復元さす
	B <sub>2</sub>	10~60	30°~50°	"	"	"		自然に近い植生は放置
C	C <sub>1</sub>	100~140	15°~35°	弱乾性黄色土	イワヒトデータブ群集, タイナミンダチバナ群集, 風衝スダジイ林, リュウキュウマツ林	建築不可, 遊歩道可	スペシャル・レクリエーション・ルート	リュウキュウマツ林を自然植生へ復元す
	C <sub>2</sub>	60~140	15°~35°	適潤性黄色土	"	一部建築可	"	自然植生は人為的に保護, 代償植生は放置し復元さす
D	140~	<15°	乾性赤黄色土	風衝スダジイ林, リュウキュウマツ林, 畑	建築可, 車道可	マス・レクリエーション・ルート, 広場, 展望	広場は代償植生を人為的に維持す, 他は自然植生へ復元	

つものとする。中心のゾーンは、名瀬の歴史、社会生活の一端を示すべく、郷土芸能館、野外催物広場、児童広場、各種記念碑（島育ち碑、大島紬碑等）を含めた、いわば社会教育的色彩をもったものである。この二つのゾーンの中から、特にエッセンスを取出して、外来者に公開する形をとったのが、水浜を中心とした、広域的観光ゾーンである。このゾーンには民家、野外植物園、民具館などが設けられ、海浜沿の道路と観光船によって到達できる。これらの利用者のための宿泊施設として国民宿舎を埋立地先に設け、観光ゾーンとの連絡を密にする。

これらの各ゾーンを管理する管理事務機能は中心ゾーンの入口に設ける。

以上によって計画の全体パターンが構成される。

### III—3 保 護 計 画

現存の植生を保護管理していくに際して、いくつかの段階がある。それは以下の5つの場合が考えられる。

- ① 自然植生を放置すること
- ② 代償植生を放置し、自然植生に復元すること
- ③ 自然植生を人為的に保護すること
- ④ 代償植生を人為的に積極的に自然植生に復元させること
- ⑤ 代償植生を人為的に維持すること

現存植生調査の結果を保護計画と結びつけるために、現存植生図から保存緑地分級度図をつくらねばならない。ここでは便宜的に以下の指標によって保存緑地分級度を5段階に区分した。

- ①分級度Ⅴ 自然植生に近い植生(スダジイ林、海岸断崖植生、海浜植生、湿地植生など)
- ②分級度Ⅳ 二次林(風衝低木林、リュウキュウマツ植林など) 代償群落度Ⅰのもの
- ③分級度Ⅲ 復元途上のソテツ畑、竹林、リュウキュウマツ荒廃林、代償群落度Ⅱに相当するもの
- ④分級度Ⅱ 畑地および水田・畑放棄地、代償群落度Ⅲに相当するもの
- ⑤分級度Ⅰ 路上植生、裸地上のパイオニア植生、代償群落度Ⅳに相当するもの

以上の5段階を図示したものが第10図である。この中で分級度Ⅴのものでも森林は放置しておいてもよいが、海岸断崖上の群落砂丘植生、湿地の植生等はその自然植生を維持するためには、土壌侵蝕を防止するとか、地下水位を調節するなどの人為的な管理が必要である。分級度Ⅳについても、風衝低木林は自然植生へ復元させるためには放置しておけばよいが、リュウキュウマツ林の場合は土壌侵蝕防止などによって回復を早めるようにしなければならない。分級度Ⅲ以下は、代償植生を代償植生の形で人為的に維持していくものである。

本地区の計画においては分級度ⅤとⅣの地域はできるだけ保護するよう努め、施設の設置、道路などは分級度Ⅲ以下の地域に設けることを原則としている。

### Ⅲ—4 基本計画

以上のプロセスを具体化したのが、赤崎公園基本計画図である。東側の観光ゾーンは、車道は国民宿舎までとし、そこに約100台分の駐車場を設け、海岸沿の歩道によって水浜と連絡する。水浜には高倉、民家、民具館、野外植物見本園、観光船棧橋を計画し、ここから斜面を経て中央ゾーンへつながるスペシャル・ルートが伸びている。

中央ゾーンはNHK送電所まで伸びている車道を短くし、管理用以外には車を入れない。駐車場は約150台分を見込み、レストハウス、管理事務所を駐車場内に設ける。赤崎岬へは歩道により到達し、途中に、各種の広場、便益施設、芸能館レストハウスを設ける。

西側の青少年ゾーンは野外教育センター付近で車の進入を止め、駐車場として合計130台分を設ける。ここからはハイキングルートが分岐している。苑路は2m幅以内とし川にはつり橋がかかっている。時間別にいくつかの周遊コースが選べる形態となっている。貝浜は、この附近では残された唯一の海浜植生の秀れたものであるから自然保護地として管理し、野外教育センター来訪者の生きた教材とする。また、現在水量の少ない農業用水ダムは、可及的に改修し、下流の利水(キャンプ場への給水をも含め)に便ならしめる必要がある。

なお細部についての計画の具体的なことは、実施設計の段階で提示されることになろう。

## む す び

以上が、赤崎公園の基本計画の概要であるが、本計画は、地形植生などの自然の条件を最も生かしたプランであるといえる。同時に限られた範囲ではあるが、既存の資料を用いて広域的地区的な概括的分析を通して、計画の整合性を高めることに努めた。

計画の推進、実施に当っては、本計画報告書の趣旨を十分に斟酌し、当公園が最も効果的に機能するよう処理されることを希望している。

最後に当公園計画に際し、資料、現地案内、その他各面で援助していただいた市当局に対し、厚く御礼申し上げる。

---

名瀬市赤崎公園基本計画報告書

1973年発行

著者 基 俊太郎  
井 手 久 登

発行 名 瀬 市  
鹿児島県名瀬市幸町25番8号  
電話 09975 (2) 1111

印刷 東京河北印刷株式会社  
電話 03 (833) 3676 (代)

---